

# 議会だより

さがら

2013.2.28

15号

相良村世帯数 [1,666 世帯]

(平成 25 年 1 月末日現在)

人口……4,972 人

男性……2,347 人

女性……2,625 人

発行／相良村議会  
編集／相良村議会広報特別委員会  
熊本県球磨郡相良村深水 2500-1  
TEL0966-35-1038 (直通)



議会事務局からのながめ

## 目次

- 議会のうごき………4  
    ● ことごとが決まりました  
    ● 議長の報告
- 一般質問……… 10



12月定例会  
(12月11日～13日)

## 熊本県小野泰輔副知事 相良村を視察

去る2月7日に熊本県の小野泰輔副知事が相良村を視察されました。今回の視察は、平成22年度から上四浦地区の地域振興に係る要望を村執行部と議会において県等に行っていましたことから、今回の視察となったものです。



小野副知事来村時の現地視察

視察先としましては、川辺川ダム建設に翻弄され「藤田・野原地区」が移転し、併せて小学校も廃校となった水没予定地を視察され、引き続き、昨年の7月12日の北部豪雨災害によりまして、3棟が全壊した椎葉地区の現場を視察されました。

その後、上四浦地区集落センターで上四浦地区の地域振興に係る意見交換会が行われ、上四浦地区から椎葉区長をはじめ各地区の班長さん等が出席されました。

ダムの建設計画が中止されたことによって、中心地区が移転し残存地区となった、現在の上四浦地区が抱えている現状等について意見・要望が副知事に出されました。その中で、上四浦区長からはダムを使って兩岸に分断された集落を行き来する予定であったので、それに代わる連絡橋の建設が要望された。

最後に、小野副知事から「今日頂いたご意見をしっかりとお受けして、それをどういう風にして実現していくのか一生懸命考えます。また、地域の人がいろんな人たちを巻き込み、どう使っていくのか、どう利用して盛り上げていくのかを考えないと成功しない。今回の視察で終わりではなく、いろんな形で繰り返し訪れたい」と述べられました。

意見交換会終了後、平成24年度に本村へ農業参入しました（株）肥後相良ファームの実証展示圃を視察され担当者の説明を受けられました。



地元の意見交換会の様子



12月13日 定例会

## 観音橋建設追加工事増額の反対議員に対して 賠償を求めることへの決議否決

発議第10号

平成24年12月13日

相良村議会議長 小善満子 様

提出者 相良村議会議員 西本巳喜男

賛成者 相良村議会議員 友田政春

廻観音橋建設に係る追加工事の増額、12,440,553円に対し、5度の否決により村がこの額を負担することとなった。このことにより、反対議員に対して国家賠償法に基づく賠償を求めることへの決議

上記の議案を下記の通り、相良村議会会議規則第14条の規定により提出します。

### 提案理由

相良村に損失を与えた。つまり国の補助金対象に成りえなかった。この責任は反対議員にある。従って、反対議員にその賠償を求めるものである。

これがこの議案を提出する理由である。

**賛成者** 西本巳喜男 友田政春 市岡智恵

**反対者** 吉松美代 黒木正照 中村重道 高岡重盛 横山良継 茂吉隆典 堀川金泰

### 国家賠償法

第一条、公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権

①国または公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。

※議員は公権力の行使は出来ないため国家賠償法は適用されない。

### 議会の権限

議会には「議決権」を中心に多くの権限が与えられています。この多くの権限は、いずれも議会という機関に与えられた権限であって個々の議員に与えられた権限ではありません。このことから決定した議会の意思（議決）は、もはや議員個々の意思からは独立したものとなり、議会全体の統一した意思ということになります。たとえ、議決とは反対の意思を表明した議員があつたとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があつたときから、成立した議決に従わなければならないことになるとあります。議会は町村の意思決定機関として存在しており、町村長が提案した案件に対して可否を表明する事が議会の最も重要な使命であり、職責です。





# 川辺川総合土地改良事業組合の 解散について 可決

平成24年第10回定例会

(平成24年12月11日～13日)

**承認第2号 専決処分の承認を求めることについて**

**専決第2号 平成24年度相良村一般会計補正予算(第9号) 【原案可決】**

衆議院議員選挙に関する事であり、急施を要したため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、衆議院議員選挙費として歳入歳出にそれぞれ5,23万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ33億1,301万千円とする補正を承認。

**議案第55号 平成24年度相良村一般会計補正予算(第10号) 【原案可決】**

歳入歳出それぞれに4,135万6千円を追加し、総額33億5,436万8千円とする補正で、補正の主なものは、

総務費関係では、財政調整基金へ7,242万3千円、熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金を活用し

て、災害時の避難施設に指定している総合体育館に太陽光発電施設を設置するための工事請負費及び情報通信関係の伝送路等の修繕料として2,827万6千円を増額する補正。

民生費関係では、障害者自立支援法の改正に伴う障害福祉サービス費2,118万円を増額する補正。

農林水産業費関係では、株式会社肥後相良ファームの機械購入、営農経費等に対する県の「企業等農業参入支援事業補助金」として1千万円、九州北部豪雨による被災した農地の中で、国の災害復旧事業を受けることができなかった水田の転作物物の減収に対する補助金65万円、特用林産物の生産量増大と所得の向上を目的に、シイタケ等生産を営む農家に1万個以上の種駒の購入費の3割以内で10万円を限度した補助金150万円を増額する補正。

教育費関係では、十島神社の保存整備事業の増額に伴う、追

加補助金101万3千円の増額し、不要と見込まれる額を減額する補正。

災害復旧費関係では、国の災害復旧事業の対象とならない、40万円未満の小規模な災害復旧事業補助金120万円を増額補正し、不要と見込まれる額を減額する補正。

採決の結果、議員全員賛成で原案のとおり可決。

**議案第56号 平成24年度相良村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 【原案可決】**

保険給付費等の増に伴い、歳入歳出それぞれ3,075万9千円追加し、歳入歳出それぞれ6億8,908万1千円とする補正であり、採決の結果、議員全員賛成で原案のとおり可決。

**議案第57号 平成24年度相良村簡易水道特別会計補正予算(第3号) 【原案可決】**

平成24年分の消費税納付額等の減に伴い、歳入歳出それぞれ367万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億1,917万8千円とする補正であり、採決の結果、議員全員賛成で原案のとおり可決。

**議案第58号 平成24年度相良村農業集落排水特別会計補正予算(第3号) 【原案可決】**

平成24年分の消費税納付額等及び施設管理費の減に伴い、歳入歳出それぞれ743万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,860万5千円とする補正であり、採決の結果、議員全員賛成で原案のとおり可決。

**議案第59号 平成24年度相良村介護保険特別会計補正予算(第3号) 【原案可決】**

球磨郡介護認定審査会負担金等の減に伴い、歳入歳出それぞれ34万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ6億6,050万9千円とする補正であり、採決の結果、議員全員賛成で原案のとおり可決。

**議案第60号 平成24年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 【原案可決】**

後期高齢者医療広域連合納付金の増に伴い、歳入歳出それぞれ7万2千円追加し、歳入歳出それぞれ5,020万4千円とする補正であり、採決の結果、議員全員賛成で原案のとおり可決。

# こんなことが決まりました

**議案第61号 相良村税条例の一部を改正する条例の制定について** **【原案可決】**

**提案理由**

東日本大震災に関連した、地方税法を一部改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、相良村税条例の一部を改正する必要がある。

採決の結果、議員全員賛成で原案のとおり可決。

**議案第62号 相良村ふるさと環境美化条例の制定について** **【原案否決】**

**提案理由**

球磨郡町村長会議において、「人吉球磨地域の市町村が連携して環境を守り、次世代に引き継ぐために、一つの自治体でなく、郡市一体で統一した新たな条例を制定して取り組む方が効果的である。」という申し合わせに基づき、条例を制定する必要がある。

採決の結果、可否同数により議長採決で否決。

**議案第63号 川辺川総合土地改良事業組合の解散について** **【原案可決】**

**提案理由**

一部事務組合である、川辺川総合土地改良事業組合を解散するときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

採決の結果、議員全員賛成で原案のとおり可決。

**議案第64号 川辺川総合土地改良事業組合の解散に伴う財産処分について** **【原案可決】**

**提案理由**

一部事務組合を解散する場合の財産処分については、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

採決の結果、議員全員賛成で原案のとおり可決。

**発議第8号 相良村高齢者活力増進応援手当支給条例を次のように制定について** **【継続審査】**

**提出者** 友田政春議員

**賛成者** 市岡智恵、高岡重盛議員

**趣旨説明**

独居及び高齢者世帯に対し、相良村高齢者活力増進応援手当を支給することにより、高齢者世帯の生活を支援することも

に福祉の増進を図ることを目的とする。

産業福祉常任委員会へ付託され審査された結果、委員長報告で条文内容等を検討する必要があり継続審査との報告がなされ、採決の結果、8対2の賛成多数で継続審査と決定。

**賛成議員** 黒木正照、中村重道、市岡智恵、高岡重盛、横山良

継、吉松美代、堀川金泰、茂吉隆典議員

**反対議員**

西本巳喜男、友田政春議員

**発議第9号 相良村高齢者健康応援手当支給条例を次のように制定について** **【継続審査】**

**提出者** 友田政春議員

**賛成者** 高岡重盛、西本巳喜男議員

**趣旨説明**

多年にわたり社会の発展に寄与された高齢者に対し、高齢者健康応援手当を祝金支給することにより敬老の意を表し、併せてその福祉増進を図ることを目的とする。

産業福祉常任委員会へ付託され審査された結果、委員長報告で条文内容等を検討する必要があり継続審査との報告がなされ、採決の結果、6対4の賛成多数で継続審査と決定。

れ、採決の結果、6対4の賛成多数で継続審査と決定。

**賛成議員** 黒木正照、中村重道、横山良継、吉松美代、堀川金泰、茂吉隆典議員

**反対議員** 西本巳喜男、市岡智恵、高岡重盛、友田政春議員

**発議第10号 観音橋建設に係る追加工事の増額、1,244万553円に対し、5度の否決により村がこの額を負担することとなった。このことにより、反対議員に対して国家賠償法に基づく賠償を求めることへの決議** **【原案否決】**

**提出者** 西本巳喜男議員

**賛成者** 友田政春議員

**提案理由**

相良村に損失を与えた。つまり国の補助金対象に成りえなかつた。この責任は反対議員にある。従って、反対議員にその賠償をもとめるものである。

採決の結果、3対7の賛成少数で否決。

**賛成議員** 西本巳喜男、市岡智恵、友田政春議員

**反対議員** 黒木正照、中村重道、高岡重盛、横山良継、吉松美代、堀川金泰、茂吉隆典議員

5 さがら 2013.2.28 第15号

## 議員研修報告（議長）

### ※栃木県那須野ヶ原土地改良区連合が農業用水路に設置した「小水力発電所」研修

栃木県北部に広がる那須野ヶ原地域では、1992年から小水力発電が導入され、土地改良区で使う電力の40%を賄っている。また、太陽光やバイオマス発電で自然エネルギー利用のモデルとして注目されている。この地域は標高差が480mもあり、流速を抑えるため用水の途中に落差工と呼ばれる段差を利用して発電（4ヶ所）を行っている。このことにより、土地改良施設の維持費や農家負担の軽減になっている。

小水力発電のメリットは、点検日を除きほぼ通年稼働し、安定している。年間の発電量も多い。発電施設を作る場合も、既存の農業用水を利用するため、CO<sup>2</sup>排出量が太陽光パネル（主にパネル製造段階）に比べ10分の1で済むそうです。太陽光は天候に左右されるし、夜間は使えない。小水力発電の問題点は、国との利水権協議に相当の手間と時間を要する。国が管理する河川からの水なので利用の許可を得る仕組みになっているが、既に農業用水として許可を得ている水であり水利権水量などには全く影響を与える事がない。

以上 那須野ヶ原土地改良区連合の星野恵美子事務局長の説明を受けた。

### ※栃木県塩谷郡塩谷町・道の駅「湧水の郷 しおや」 塩谷町議会研修

道の駅「湧水の郷しおや」

情報発信機能、地域連携機能、休憩施設として地域振興を図り、町の活性化を目的とした道の駅として誕生。

設置場所 塩谷町大字船生 旧塩谷町立船生中学校跡地 敷地面積24,500㎡

事業費 施設工事 5億1千7百万円

補助金 社会資本整備総合交付金（旧まちづくり交付金）事業費50%

農産漁村活性化プロジェクト支援交付金 事業費50%

地域交流施設として 多目的ホール（150人）事務室、会議室

エントランスホール（常設展示スペース、情報ディスプレイ）

農産物直売・食材供給施設（農産物直売所・農村レストラン）

観光客もオープン（平成24年6月）から17万人、メディア、口こみ、役場のPR等で増加しつつある。

行政の力の在り方を問われる問題と感じさせられた。

### ※塩谷町議会研修

塩谷町民憲章の一部を紹介します。

「だれにも親切をつくり、あたたかい心のかようまちをつくりましょう。」

塩谷町は昭和32年に3村が合併、人口19,433人から誕生した町である。

平成22年度現在人口 12,560人 議会議員 12人

予算規模

歳入 45億57百万円（町税13億96百万円30.6% 地方交付税17億49百万円38.4%）

歳出 45億57百万円（民生費12億67百万円27.8% 総務費6億8千万円14.9% 公債費6億9百万円13.4%）

### ※議員、執行部の報酬及び給与（平成24年4月1日現在）

町長報酬30%カット、副町長は置いていない。

### ※塩谷町長 手塚功一氏のまちづくりについてのおもい。

塩谷町は、市町村合併をはじめとする地方分権が一層推進される中であって、自立のまちづくりを選択いたしました。今、塩谷町にとって最も必要なことは、行政が自ら改革を進めると同時に、限られた財政状況の中で効率的・効果的な町政を進め、町政が将来にわたり不安を抱えることなく、いつまでも安心して暮らせる町づくりを進めることだと考えております。そのためには、更なる行政改革を進める以外にないと考えております。予算の再点検、無駄を省き、将来を担う子どもや子育てを行う親のため、親子の笑顔が溢れるまちづくりや、高齢者の方々がいつまでも元気で暮らせるための施策に予算を重点的に配分し、暮らしやすい環境を整える必要があります。と結んでおられます。

### ※東京都千代田区気象庁研修

みんなの命を守りくらしをささえる情報、防災気象情報、気象の観測は100年以上も毎日観測している。24時間休むことなくデータの分析により予告し国民に情報を提供し続けている大切な役割の仕事だなと感じました。

以上で議会議員研修報告といたします。





## 議員研修報告 那須野ヶ原土地改良区・気象庁研修

栃木県那須野ヶ原土地改良区連合の小水力発電の施設見学研修で学んだ事は、この地域は30kmの間に標高差が480mもあり、流速を抑えるため用水の途中に落差工と呼ばれる段差を設け、このエネルギーを発電に使い今では土地改良施設の維持や農家の負担軽減に役立っている事などがよくわかりました。



小落差工利用の小水力発電設備



ガラガラ水車(小水力発電設備)

栃木県塩谷町は、栃木県の中央やや北部、宇都宮市から北へ約28km、高原連山の西南に位置しており、町の北部は那須塩原市、北西部は日光市、東部は矢板市、南西部は鬼怒川の清流を経て、宇都宮市、東南部はさくら市と相對しています。塩谷町議会研修では、議長や議会事務局より塩谷町議会の内容を詳しく説明していただきました。

塩谷町長に町職員であった人が当選され、副村長もおかずそして町長の報酬も77万円から53万9千円に3割カットされ、人口数12,560人と本村の約2倍の人口であるのに町長自ら行財政改革を進められている事がわかりました。



那須野ヶ原土地改良区連合研修風景

2日目は気象庁で研修を行いました。世界の気象庁と情報を共有し、そして国内の監視、気象状況を予測し、災害から日本を守るために2交代により24時間体制で



気象庁

働いている様子や私達が利用している航空関係機関にも情報を流し安全に飛行できるようになされている事が分かり、現場を実際に見る事が出来て大変良い研修でした。

研修議員：議長、副議長、横山、中村、黒木議員



# 議長 の 報 告



小善満子議長、石破幹事長と

皆様ご機嫌うるわしくお過ごしのことと存じます。早いもので、今年四年が経過しようとしています。今期議会が、国、県に対して、陳情、意見書の提出等 要望活動を行った事について報告させていただきます。

★平成21年6月、定例議会において議決した、国営川辺川総合土地改良事業推進決議をもとに、国営事業の推進について、関係6カ市町村と相良村議会として農林水産省へ陳情いたしました。農水大臣、副大臣、農水省農村振興局長、関係部課長に対応して頂き、農水大臣からは、

21年度は調査費を計上して対応したい、また3分の2の同意は取れるか、水利権の問題も心配しているなど発言がありました。



要望書を提出

また、この陳情書は、熊本県知事、九州農政局長に対しても、村長、議会とともに提出してあります。

※この陳情については、現時点では、同意は取れていません。

事業組合について、今回12月定例議会で川辺川総合土地改良事業組合の解散について提案され可決されました。今後の事業組合の運営については、協議会方式により行う旨村長より答弁がありました。

★平成21年9月、川辺川ダム建設

中止及び相良村振興策に係わる意見書について、熊本県知事、九州農政局長、国土交通省、農林水産省、衆参議院議員へ意見書を提出しました。



国土交通省に意見書提出状況

※この件については、政権が民主党から自民党に交代しましたが、熊本県知事及び、国土交通大臣の発言によると、中止を撤回するような事は無いと考えられます。

相良村振興策については、上四浦地域の橋梁及び生活道路の整備等について、重点的に要望活動を行いたいと考えております。

★平成22年9月臨時議会で決議した。相良村地域振興に関する意

見書を衆議院本館にて、民主党系川副幹事長、主幹事長、川政務官、農林水産大臣へ、県選出国會議員 松野信夫参議院議員、松野頼久衆議院議員の立会いにて要望しました。



相良村地域振興に関する意見書を提出

★同年11月相良村議会は、徳田村長と、上四浦地区 田中区长と共

に、衆議院において民主党県選出の松野信夫参議院議員の案内



民主党系川副幹事長に要望書を提出



で、民主党陳情対応本部副本部長の大久保勉参議院議員に上四浦地域に関する要望書を提出しました。

県選出国会議員の金子恭之議員、松村祥史議員、松野信夫議員、松野頼久議員にもそれぞれ訪問して提出しました。

※この件については、相良村の重点的要望として取り上げる必要があると考える。

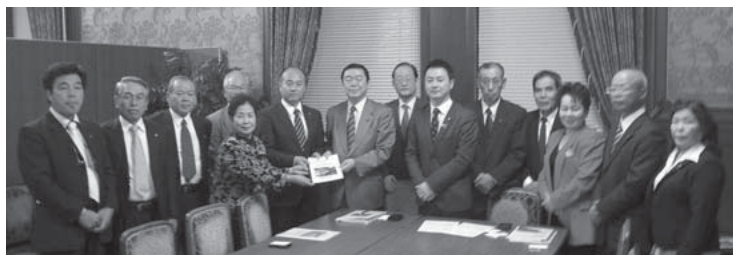
★平成23年11月 相良村上四浦地区の地域振興に関する要望書と

川辺川河川改修を  
求める要  
望書を提  
出

相良村上  
四浦地区  
の地域振  
興に關す  
る要望書  
(国へ提  
出)

### 【要望の概要】

1 上四浦地区の安心安全のための施策。  
2 中の原・



国会(古賀敬章民主党副幹事長)に要望書提出

山口地区の災害等緊急時の避難路の確保。  
3 分断された集落の生活基盤である上下水道の整備。

川辺川の河川改修を求める要望書(県へ提出)

### 【要望の概要】

1 堆積砂利掘削を恒常的に行うこと。

2 堤防の修復及び嵩上げをするこ

と。

3 冠水常襲地帯を解消すること。  
★平成24年11月 川辺川の河川改修を求める意見書提出

7月発生した集中豪雨により、家屋の床上、床下浸水、路肩の崩壊により家屋の全壊、田畑の浸水による農作物の被害、村内の国道、県道、村道、農道等の道路網を冠水、路肩の崩壊等で寸断され日常生活に多大な障害をきたしている状況を鑑み、熊本



県土木部上谷総括審議員(国土交通省から派遣)に手渡す

県に対して、相良村議会は、川辺川流域住民が安心して生活できるように、早急に治水対策を実現することを要望しました。

1 堆積砂利掘削を恒常的に実施すること。

2 堤防の修復及び嵩上げをするこ

と。

3 冠水常襲地帯を解消すること。

以上の意見書を県土木部上谷総括審議員(国土交通省から派遣)に提出、及び、県土木部幹部との意見交換を行った。

※この件について、同年12月14日 県球磨地域振興局土木部工務課 井島工務課長さんが来庁されまして、川辺高尾野河川掘削

約V $\parallel$ 5000 $\text{m}^3$ ・川辺永江河川掘削約V $\parallel$ 4500 $\text{m}^3$ ・深水河川掘削 約V $\parallel$ 2300 $\text{m}^3$

3ヶ所を12月中に始めますと言われ、感謝します。

★同年11月、相良村上四浦地区の地域振興に関する要望書提出

要望概要

一、上四浦地区の安全安心のための施策

1、川辺川右岸左岸の連絡橋である藤野橋の建設

2、中の原・山口地区の災害等緊急の避難路の確保

3、分断された集落の生活基盤である上下水道の整備

二、上四浦地区の活力のための施策

三、相良村の歴史文化遺産保存会の施策

以上の要望について、小野熊本県副知事に徳田村長と相良村議会で提出しました

※平成25年2月7日に小野熊本県副知事及び関係県職員が来村され、上四浦地域の区長、班長と意見交換会が行われました。



平成24年11月28日 要望書を小野県副知事に手渡した村長と議長

# 議長 の 権 限

## 1. 現状維持の原則

すべての人間社会は、急激な変化が起こるといろいろな支障が起き、共同生活がうまくいかないことがある。そこで、議会において過半数議決を要する場合、**賛成、反対が同数で議長が裁決するときは、**その条例改正や予算の補正、請負の採択そして人事案件の同意に積極的に賛成する者がまだ半数を超えていないのだから、しばらく**議決を差し控える=現状を維持することが望ましい**とするものである。これは議長として心得ておくべき原則の一つである。

例) 観音橋建設工事変更契約 (5回)

副村長・教育委員の選任同意 他

## 2. 議長の秩序保持権

会議規則では、何人も会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない(103条)、また、何人も議長の許可がなければ演壇に登ってはならない(107条)とされています。

**会議中は議長の許可がなければ勝手に発言したり、登壇することはできません。**

例) 10月9日の臨時会前の議会運営委員会において、村長が元村長高岡隆盛氏への弔意を述べてもらうことに関して、**故人の遺族である高岡重盛議員が欠席であるため、出席された議会で弔意を述べてもらう、今回の議会ではこれを許可しない**ことを決め、村長にもその旨伝えていたにも関わらず、村長は弔意を述べられようとした。議長はこれを制止し、村長は退場された。(秩序保持権を遵守した。)

10月26日の臨時議会では、弔意の件について村長が議長の許可を得て述べられた。



# ズバリ 村政をただす!!

## 質問

利水事業の今後のあり方

## 答弁 村長

暫定水源を中心に国の責任の方向で進めたい



横山 良継議員

**質問** 公民館運営について。

**答弁** 村長 教育委員会管理となりま  
すもの、もう一つは地域集会施設、も  
う一つは自治公民館です。事業費の  
80%を限度として補助しています。

**質問** 小公民館の位置づけについて。  
**答弁** 村長 統一的な管理体制がなけ  
ればいけないが未だ実現しておりませ  
ん。

**質問** 利水事業について。組合を解

散して新しい方式で出直すという事で  
協議会方式でやると聞いているがこの  
事について伺いたい。

**答弁** 村長 行政連絡会議という事で  
活動を始めて居ます。一部事務組合で  
の維持はできませんので本年度中に解  
散し、新年度は新しい協議会方式で推  
進していく考えです。協議会の今後の  
ことは大枠だけしか決定して居ませ  
ん。造成地に限極した形での事業をす  
る事になると思います。事業組合の議  
会と相談しながら進めて参りたい。

**質問** 暫定水源でやるという事ですね。  
**答弁** 村長 基本は造成地ですね。こ  
れは国が完了整備という形で国の責務  
で進めて参りたい。

**質問** TPPについて村長の考えを聞  
きたい。

**答弁** 村長 この件については明確に  
反対という事です。

**質問** 介護事業について。介護を必要  
とする認定者数、家庭について伺いたい。

**答弁** 保健福祉課長 各世帯の費用負  
担ということですが、原則サービスは  
一割の自己負担となります。ただ連合  
会の資料によりますと月額一人あたり  
居宅介護型で12万7千円、地域密着型

サービスが24万7千円、施設介護型と  
なりますと31万の費用額になっていま  
す。要介護の認定者は298人です。

**質問** 介護等級が五段階があります  
が、その判断は広域でやられるのか伺  
いたい。

**答弁** 保健福祉課長 介護の認定判断  
は人吉球磨の介護認定審査会で広域で  
実施しています。  
**横山** 球磨郡で1ヶ所ですね。解り  
ました。終わります。

## 質問

災害復旧の未認定は

## 答弁 産業振興課長

4件が未認定です



高岡 重盛議員

に行なわれたのか。

**答弁** 産業振興課長 8月5日までに  
田植えをしてあることでしたが、8月  
10日に農林水産省から水田活用の所得  
補償交付の特例が発表され、内容を9  
月24日付けで各農家に文書で知らせ  
ています。掛かる判断は建設課に判定を  
してもらっている。

**質問** その基準となったものは。

**質問** 災害復旧の現状と進捗状況は  
どうなっているのか、また水田の災害  
認定と災害除外の判断基準はどのよう



**答弁** 建設課長 災害の基準は事業費が1件当たり40万以上、土砂の流入については災害復旧に5cm以上ということとで5cmは、認められないということとで除外された部分もあります。

**質問** 現場を実際見られたのかまた、掘り上げて見られたのか。

**答弁** 建設課長 現地査定で、査定官、立会い官2人で申請された全地域を査定し、堀あげも行い、その結果、除外地域が出た部分もある。

**質問** こいで来た稲株これ、何cm埋まっていますか。これは認定されていない稲株ですよ。出来ないなら農家は減反奨励金も貰えず、また、後作が作付け出来ないと個別所得補償も貰えない、そこで災害認定を出来なかった面積、何戸位あったのか。

**答弁** 産業振興課長 認定出来なかった農家が4件、面積は1.3haあります。今回の補正で救済するために、営農計画書提出後に被災し災害復旧工事を希望しながら、基準以下の農地については村単独の予算計上をしている。

**質問** 申請をされなかった農家に対して何か手助けになることは出来ないのか。

**答弁** 村長 特段の配慮ということでは

80%を最高限度の補助として要綱をまとめ、農家の自助努力でどうしても出来ないという場合に、反当たり5万円の補助で農家の救済を図りたい。

**質問** 農家の負担割合はどうなっているのか、負担金は不明のまま通知があったと思うが、その連絡体制はいつとれるのか。

**答弁** 建設課長 県とのヒアリング、増工ヒアリングの増工申請が終わり次第お知らせをする事になってます。

**質問** 工事内容の説明などが行なわれず工事が進み、堆積土砂の一部取り除きで驚いたが、水田も他の災害も現況普及が本筋ではないのか、水田の全面的な均平工事は出来るのか。

**答弁** 建設課長 今回は流入流出範囲を設計の中で見て災害査定を受けてますので、全体1枚の均平の整地は出来ません。

**質問** 個人で行なえば相当な労力、経費が掛かるが村長はどう考えるのか。

**答弁** 村長 いろんな条件を集積し協議して出来るだけ農家の支援が出来るように検討していきたいと思っております。

**質問** 土地改良事業組合、三月の解散までに今後の方向を決める事

**答弁** 村長 整備方針が固まっていないので、具体的には言えない



茂吉 隆典議員

**質問** 川辺川総合土地改良事業組合が解散・財産処分等の同文議決が提案、三月には解散、是までと同様の仕事を継承していくことが出来るか。

**答弁** 村長 今の段階で組合の役割が、限局された形、造成地が基本、完了整備というか、整備について決定していく。基本的には変わらない。

**質問** 協議会方式は権限が変わる。協議しましたで終了の可能性がある。三月解散までに方向性を見出しておくことが一番大事。

**答弁** 村長 行政連絡会議に於きまして、規約と目的、決議機関、方法等含め案を検討中。一定の目的の実現力の

ものとして協議会方式にした。

**質問** 権限が協議会では強制的ではない。曖昧に終わってしまうのではないか。アンケートの報告未だに無い、何故公言した事を守れないか、答えた事に対し守って貰いたい。

**答弁** 村長 行政連絡会議で、整備方針、固まっていないので、具体的には言えない。既設導水路案での利水は水利権問題で不可能という現実がある。

**質問** そんなこと言っている時ではない。六市町村推奨案は出来ないかと判断したら、次の段階に入るべき。農水省は今の水路を活用する、ストックマネジメントもあるが、50%は農家には厳しい。村長も水の欲しいところには届けます、農水省もそう言った。

**答弁** 村長 暫定水源方式が、相良村に農家のために出来るか解りません。今後の問題です。

**質問** 国営で不可能と村長自身が判



断。農水省は現在の水路・水利権を生かした、何らかの形で出来ないか検討したいが、六市町村長の意向が大事。村長がダメでは農水省は動かない。

**質問** 道路問題・並木野公民館の交差点の改良出来ましたが、三石から錦までの道路改良問題、信号機が付けられる交差点の改良、元の県道に昇格できないか。道路は狭いのに車が多く、小さな事故が起きている所で、信号機設置で井沢・新並木地区の通学にも安心して渡れる。

**答弁** 村長 検討するところも多い。県道に戻すことは、錦町との協議も必要、可能性的な物も含め、ご理解を。

**質問** 次に平原・十島線現状どうなっているのか。両端の入り口が狭く、十島までは普通車同士でやっと離合できる状況で、大型バスが大変困ったと聞いています。道路改良問題、設計変更とかの声も聞いたようだが、その後どうなっているのか。

**答弁** 村長 村道廻谷線、観音箸が一段落したら、十島・平原線に入る予定です。平成28年をメドにしている。



三石錦線の交差点

**質問** 廻橋を優先は解りますが、地元でも心配しておられるので、説明が必要。他に、総合グラウンドから役場庁舎・玄関から駐車場に下りる方向、歩道を出来ないか・役場前道路交差点入り口から歩道を渡ってきた車椅子が、駐車場に渡ることが出来ない。元に返って、車道を登って来られた。

**答弁** 村長 445号線、県が管理しているのて色んな機会を見て、伝えていく。役場の歩道の件、改良が必要という事で、設計し、工事予定です。

**質問**

規則の2社以上の入札なら200万も多額の金額が浮いたのではないかと

**答弁**  
村長

今後は心配・指摘を受けない見積もりをやる様に致します。



黒木 正照議員

〈防災アンテナ撤去について〉

**質問** 平成24年度一般会計補正予算第5号で防災無線アンテナ撤去委託井沢地区43戸、45万円がございましたが、入札は幾らで行なわれたのか伺います。

**答弁** 総務課長 46万2千円で契約しています。

**質問** 1台1万5000円程度の価格ですが、入札は何社で行なわれたのか伺います。

**答弁** 総務課長 3社見積もりです。

**質問** 平成23年度一般会計歳入歳出決算書、防災無線受信アンテナ等撤去手数料、438万9千円の工事が1社見積もりで行なわれた理由を伺います。

**答弁** 村長 1社見積もりで行ないました。行財政無線、告知端末を設置した業者であるという事で村の事情を熟知している、トラブルのときも早急に対応出来るという事で随意契約をお願いしたところでした。

**質問** 随意契約で1社見積もりとの事ですが問題無いやり方でしょうか？随意契約とは「競争または入札の方法によらず、相手方を選択し、随意にこれと締結する契約とあります。国または地方公共団体の契約では、この随意契約は特別の場合に限られるとなっております。また相良村では随意契約の場合2社以上となっております。

井沢地区43戸 3社見積もり1戸あたり1万5000円程度。かたや2000円4百38万9千円の工事では1社見積もりで1戸あたり二倍の2万円ほど掛かっています。相良村の随意契約規則の様に2社以上、そのようなやり方をされたら

200万という多額の金額を出さずに済んだのではないのでしょうか。

**答弁** 村長 議員の皆さんからそう言うた心配、指摘を受けないように随意契約でも可能な限り2社以上の見積もりを取るようにします。

〈告知端末について〉

**質問** 告知端末について、昨年798万にて非常発電設備の改修をして停電時においても庁舎からの防災放送が出来るようになりましたが、村内の各家庭の個別受信機にはバッテリーも電池も入っていませんので停電時に受信する事が出来ませんが、この事について今後どのような対応をされるのかお聞きします。

**答弁** 村長 未だ具体的な対応、措置は致して居りません。今後何らかの方策を考えていきたい。

〈上四浦振興策について〉

**質問** 上四浦振興策について、平成24年11月28日に村長と議長にて県へ要望書を提出されましたが、私たち議会は平成24年11月6日に川辺川改修を求める意見書を県へ提出しております。そのおりに議会も同行し提出してお願いすると決めていた訳ですが村長から、議長1人で良いとの事

で議会は同行させてもらえませんでしたか、どうして議会と一緒には提案出来ないのか伺います。

**答弁** 村長 議会も大変だろうと、そこまで足労頂かなくても議会代表として議長に出席してもらったというだけです。

**黒木** 上四浦振興策の事であり四浦選出議員としては実情を直接訴えたかったと思つています。

他に村への要望についてと、地域防災計画について質問致しました。



四浦阿蘇神社防火訓練

**質問**

指名はずしによる損害賠償金793万7千円についてどう思つか

**答弁**  
村長

支払う必要はありません



吉松 美代議員

〈災害について〉

**質問** 上園から棚葉瀬に行く道が何時までも修理出来ないのはなぜかという村民の方々からの話が多くの方からきました。今になった理由は。

**答弁** 建設課長 村道前田松馬場線だと思ひますが、川辺川の増水により土が流出し、路盤は舗装路盤のみを残す状況で陥没範囲も拡大しています。今現在幅員が3mしかないので今回4m幅員に拡幅し、地権者の方の同意を得た上で工事を発注したところでございます。

**質問** 何で遅れたのかを確認致しました。次に、上川下のへぼの水害

についてお聞きます。たばこをつくれる方々から陳情書が上がって来たと思ひます。それについて内容を読み上げて下さい。

**答弁** 建設課長 水害に見舞われ、先の農水省による農地災害査定は終わり対象外となりました。これらの復旧は農家個人では対応する事となり、技術・労力・資金等で苦悩とともに、今後專業農家として経営が成り立つものかと心配している現状にあります。技術・労力・資金等で苦悩とともに、今後專業農家として経営が成り立つものかと心配している現状にあります。相良村の一般単独事業として災害査定同様の取り組み及び災害を未然に防止する対応を実施して頂き、安心して農家経営が出来る様に心から陳情いたします。(中の文章を除いている所有り)

**質問** この陳情書が出てからこうい



う補助対象の計画が出たのでしょうか。

**答弁** 建設課長 あの陳情書が出てから村長と協議致しまして、最終的に一般単独での補助という様な流れになって居ります。

**質問** 区長さんからの要望書についておたずねします。内容は避難情報伝えるシステムを作って欲しいとか事業所・団体事業所に告知端末機を無償で設置してほしいと、2次災害を防ぐためにも送電線が切断された状況でも救助連絡が出来る設備をして欲しいとの件について村長の意見は。

**答弁** 村長 検討していきま

す。  
〈指名外に係る損害賠償請求について〉

**質問** 議会で議決した村長個人への求償についてお尋ねをします。相良村に対して不当な支出を行なわせたという事で議会で議決が可決しました。この件について村長はどう思われますか。

**答弁** 村長 支払う必要はございません。

**質問** 損害賠償の793万7千円は誰が予算を出しましたか。

**答弁** 村長 村ですね。村が訴えられたんですから。執行権者である村長という事になります。

〈村長の研修について〉

**吉松** 私が研修の事ばかり言っているのは、もったいないからです。研修研修と言って一人個人の研修が多すぎます。村長個人の予算の中で勉強していただきたい。税金は大事に使って頂きたい。



村道前田松馬場線災害状況（上園棚葉瀬間）

## 相良村議会 3月定例会のお知らせ

3月定例会は、3月中旬頃の開催予定です。皆様の傍聴をお待ちしております。

### インターネット録画映像開始 (翌日から見られます)

相良村議会では、以前よりインターネット上や役場村民ホールテレビにおいて、議会ライブ中継を実施しておりましたが、利用者からの『いつでも見られるようにしてほしい』との要望を受け、映像の録画配信を12月1日から実施することになりました。本会議日の（※）翌日18時より休憩分のみをカットしたものを録画配信いたします。

併せて、平成24年分の定例会並びに臨時会の記録もご覧いただけますので、ぜひ、そちらもご利用下さい。

（※本会議日が金曜日の場合は、翌営業日の18時となります。）

相良村ホームページ

<http://www.vill.sagara.lg.jp/> からお入り下さい。

相良村ホーム > 相良村議会 > 相良村議会 議会中継システム

詳細につきましては、議会事務局までお尋ね下さい。

（事務局 直通35-1038）

この一般質問を掲載するにあたり、質問をされた全議員に原稿の提出を求めているところですが、ここに登載された以外の議員の方からは、原稿の提出がありませんでした。村民の皆さまにお知らせいたしますとともにご了承していただきますようお願い申し上げます。



村 内 施 設 紹 介

# 人吉球磨消防組合 中分署



中分署全景

相良村全域・人吉市の一部と九州自動車道八代ICまでを管轄しています。

特に、大規模災害をはじめ重篤な救急事案には、防災消防航空隊、ドクターヘリなどとも連携し、地域住民の皆様の生命と財産を守ることを任務としています。

また、地域住民の皆様との「ふれあい」を大切にしていきたいと思っております。

よろしくお願ひします。



住民の方への防災指導



文化財防災訓練  
(四浦阿蘇神社)



防災消防ヘリによる救助



事務室内の様子



出初式では競技の審査をしました

議会だよりでは、随時、村内施設を紹介したいと思っております。取材でおじゃまする際は、ご協力とご理解をよろしくお願ひいたします。



平成21年5月～平成25年4月議会議員



広報委員一同

## 編集後記

新しい年も明け、本年もよろしくお願ひ致します。議会便りも今回で15回目となり、村民の皆様にも少しでも相良村の内容がわかって頂ける様努力して参りました。まだまだ皆様方にお伝えしなければならぬ事がいっぱいあります。議員としては、議会便りを通して行政・税金の内容を詳しく伝えていかなければなりません。これからも皆様のご意見を頂きながら正しい情報を議会便りを通して掲載します。

今後ともご愛読よろしくお願ひ致します。ありがとうございます。

吉松 美代

### 【議会広報編集委員会】

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 吉松 美代 |
| 副委員長 | 黒木 正照 |
| 委員   | 中村 重道 |
|      | 小善 満子 |
|      | 茂吉 隆典 |